



令和元年分贈与税の申告書 (住宅取得等資金の非課税の計算明細書)

F D 4 7 4 5

「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合には□にレ印を記入します。

記入漏れが多い箇所ですので注意してください。

非課税限度額 (住宅資金非課税限度額、特別住宅資金非課税限度額) は66ページを参照してください。

事例5

提出用

住宅取得等資金の非課税分

第一表の二 (令和元年分用) (第一表の二は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。)

受贈者の氏名		札幌 史郎	
次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。 <input checked="" type="checkbox"/> 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1) (単位:円)			
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 (フリガナの濁点(・)や半濁点(゜)は一字分とし、姓と名の間は一文字空けて記入してください。)	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額	
住所 札幌市中央区△△条×丁目×番×号 フリガナ サツホ ロ タロウ 氏名 札幌 太郎 続柄 1 (直系尊属) 父 2 母 3 祖 父 4 祖 母 5 上記以外 生年月日 3 2 0 . 0 5 . 1 0 明治 1, 大正 2, 昭和 3, 平成 4	札幌市中央区△△条×丁目×番×号	平成 令和 0 1 年 0 9 月 1 8 日 3 5 0 0 0 0 0 0 0 0	
住宅取得等資金の合計額		32 3 5 0 0 0 0 0 0 0 0	
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 (フリガナの濁点(・)や半濁点(゜)は一字分とし、姓と名の間は一文字空けて記入してください。)	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額	
住所 フリガナ 氏名 続柄 生年月日 明治 1, 大正 2, 昭和 3, 平成 4		平成 令和 年 月 日 年 月 日	
住宅取得等資金の合計額		33	
住宅資金非課税限度額(注2)	新築・取得・増改築等に係る契約年月日	平成 令和 年 月 日	34
平成27年分から30年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額(注3)		35	
住宅資金非課税限度額の残額(34-35)		36	
特別住宅資金非課税限度額(注2)	新築・取得・増改築等に係る契約年月日	平成 令和 0 1 年 1 0 月 0 3 日	37 3 0 0 0 0 0 0 0 0
32のうち非課税の適用を受ける金額	40 3 0 0 0 0 0 0 0 0		
33のうち非課税の適用を受ける金額	41		
非課税の適用を受ける金額の合計額(40+41) (36の金額と37の金額の合計額を限度とします。)	42 3 0 0 0 0 0 0 0 0		
32のうち課税価格に算入される金額(32-40) (32に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)	43 5 0 0 0 0 0 0 0 0		
33のうち課税価格に算入される金額(33-41) (33に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)	44		

(注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、令和元年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります(令和元年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円超の場合には、住宅取得等資金の非課税の適用を受けることができません。)

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日	2 . 2 . 2 7	提出した税務署	札幌中 税務署
----------------------------	-------------	---------	---------

- (注2) 非課税限度額については、申告書第一表の二(控用)の裏面をご参照ください。
- (注3) 租税特別措置法第70条の2第12項の規定に該当する場合には、記入は不要です。
- (注4) 住宅取得等資金の非課税又は住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例(以下、これらを「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用を受ける人が、所得税の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合には、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算上、住宅の取得等又は住宅の増改築等の対価等の額から住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた部分の金額を差し引く必要がありますのでご注意ください。

* 税務署整理欄	整理番号	名簿	確認
----------	------	----	----

\* 欄には記入しないでください。(資5-10-1-3-A4統一)(令元.10)

(注) 「合計所得金額」とは、次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。  
 ※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(長(短)期譲渡所得については特別控除前の金額)の合計額を加算した金額です。  
 ① 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額(損益の通算後の金額)  
 ② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(損益の通算後の金額)の2分の1の金額  
 ただし、繰越控除(純損失、雑損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除など)を受けている場合は、その適用前の金額をいいます。